

四日市市上下水道局告示第4号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第7条の規定による改正前地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第5条の規定による改正前の地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和7年3月6日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 委託を受けた者の名称及び事務所の所在地

LINE Pay 株式会社

東京都品川区西品川一丁目1番1号

2 委託した事務の種類

水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料 の収納の事務

3 委託期間

令和7年4月1日から令和7年4月23日まで

(上下水道局管理部お客様センター)